

手配旅行取引条件説明書面
 (旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
 (旅行業法第12条の5による契約書面)
 この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社が、旅行者(お客さま)の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

(1)「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手続き料金を除きます。）をいいます。

(1) 契約を申し込むとするお客さまは、当社所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。

(2)前項の場合において、お客さまの使用に係る通信機器に

(1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときはその損害を賠償する責に

☆手配旅行契約には募集型・受注型企画旅行と異なり特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客さまご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

(一社)全国旅行業協会正会員